

敝司商品中关于「新冠肺炎」赔偿处理的说明 (中文)



承蒙贵公司平日多方关照。本次「新冠肺炎」有着前所未有的感染扩大态势，且至今还暂未看到好转趋势。首先向遭受灾害的各位表示衷心的慰问。同时，对于贵公司所操心的员工健康确保应对、生产恢复对应、物流对应等各类事宜，敝司将竭尽全力提供尽可能的支援。

另外，敝司商品中关于「新冠肺炎」的处理，请参考下述说明。如有不明之处或咨询事宜等，请随时联系敝司营业担当确认。

※ 本说明仅为一般赔偿内容的相关说明。贵司保险合同的具体内容请以签署的保单记载为准。

险种	是否可以赔偿	参考
营业中断保险	因本次「新冠肺炎」的影响，导致停业等情况发生。 如果保险标的财产没有发生物质损失，则营业中断保险不予进行赔偿。 因此，因政府要求、指示的停业；因员工不能复工导致的生产停顿；因工厂、办公室有新冠肺炎病人，导致的场所封闭；因市场恶化导致销售减少等的损失不予赔偿。	营业中断保险条款 保险责任 第三条 在保险期间内，被保险人因物质损失保险合同主险条款所承保的风险造成营业所使用的物质财产遭受损失（以下简称“物质保险损失”），导致被保险人营业受到干扰或中断，由此产生的赔偿期间内的毛利润损失，保险人按照本合同的约定负责赔偿。 (补充：“主险条款所承保得风险”是财产一切险=“自然灾害或意外事故造成保险标的直接物质损坏或灭失”) 责任免除 第五条 保险人不负责赔偿下列损失： (二) 由于物质损失保险合同主险条款责任范围以外的原因产生或扩大的损失；
货物运输保险	因本次「新冠肺炎」的影响，导致货物延迟等情况发生。 如果保险标的货物没有发生货损，则不属于赔偿范围。 因此， 因延迟导致的各类损失 、标的货物的劣化导致的损失不予赔偿。 另外， 因本次疫情导致航程延长·变更等而发生的保单内容变更，请联系敝司营业担当确认。	INSTITUTE CARGO CLAUSES (A) 4 In no case shall this insurance cover 4.5 Loss damage or expense proximately caused by delay, even though the delay be caused by a risk insured against 陆上运输货物保险条款 (火车、汽车) 二、除外责任：本保险对下列损失，不负赔偿责任 (四) 被保险货物的自然损耗、本质缺陷、特性以及市价跌落、运输延迟所引起的损失或费用。
公众责任险	因本次「新冠肺炎」的影响，导致第三方感染新冠疾病。 若第三方举证被保险人(单位)未做好相关防护措施(※)，存在管理过失导致第三方不幸染病，可依据相关民事法律向被保险人主张一定责任比例的民事赔偿。 ※例如被保险场所内没有外来人员登记，管理不严格，没有定时消毒政策等预防措施。	保险责任 在保险期间内，被保险人在保险单所列承保地址的区域范围内从事所承保的业务时，因发生意外事故引起的，造成第三者的人身伤亡或财产损失，依照中华人民共和国法律（不包括港澳台地区法律）应由被保险人承担的经济赔偿责任，保险人按照本合同约定负责赔偿。 责任免除 (四) 投保人，被保险人及其代表的故意行为或重大过失行为；
雇主责任险	雇主责任险承保工伤、职业病， 「新冠肺炎」等职业病以外的疾病·传染病不属于责任对象。 但是， 因所从事的工作导致感染「新冠肺炎」，并被认定为工伤的情况可属于赔偿范围，请联系敝司确认。	雇主责任险条款 (2016版) 第六条 下列原因造成的损失、费用和责任，保险人不负责赔偿： 四、被保险人的雇员因分娩、流产、投保前已存在的受伤及并发症，罹患不可被认定为工伤的任何形式的疾病（包括但不限于 传染病 、过敏症、无可见症状的腰痛或颈椎挫伤），以及因上述诸原因接受医疗、诊疗； 工伤保险条例 第三章 工伤认定 (视同工伤部分) (一) 在工作时间和工作岗位，突发疾病死亡或者在48小时之内经抢救无效死亡的； (二) 在抢救救灾等维护国家利益、公共利益活动中受到伤害的；
海外旅游保险、意外伤害保险	符合下述条款、由「新冠肺炎」导致的 死亡保险金、治疗费用、救援费用、旅行变更费用、入院补贴予以赔款支付。 ※ 适用于优先政府赔偿之后，仍发生个人支付时的情况处理。 · 疾病医疗费用保险条款： 医疗费用 · 疾病身故保险条款： 死亡赔偿金 · 救援费用保险条款： 救援费用 · 旅行变更保险条款： 旅行变更费用 · 住院津贴保险条款： 住院津贴 但是， · 2020年1月26日零点之后投保的团体海外旅行保险因「新冠肺炎」涉及的旅行变更费用不予赔偿。 · 意外伤害治疗费用不予赔偿。 · 意外伤害住院津贴不予赔偿。	意外险保单主条款 本次新冠肺炎属于疾病，不符合意外伤害“外来的、突发的、非本意的、非疾病的”定义，故不适用意外险保单主条款。 差旅费取消 国家民航局连续三次发布通知，提倡鼓励并要求航空公司与消费者之间无偿免费退票。国家民航局第一次通知为：“1月21日，民航局下发通知，要求各运输航空公司在做好新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作的同时，高度重视旅客服务工作，针对已经购买涉及武汉航班机票的旅客，如有退票要求，航空公司应当予以免费办理。”第二次局方通知：“为全力做好新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作，经研究决定，自2020年1月24日0时起，此前已购买民航机票的旅客自愿退票的，各航空公司及其客票销售代理机构应免费办理退票，不得收取任何费用。”第三次通知为：“为落实国务院2020年春节假期延长安排，继续做好新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作，民航局要求，在2020年1月28日0时前已购买机票、且乘机日期在此时限之后的民航旅客，如在航班起飞前提出退票申请，各航空公司及其客票销售代理应在客票有效期内为旅客办理免费退票，不得收取任何费用。此要求自2020年1月28日0时起执行。”各大航空公司也陆续发布免费退改的细则。 医疗费 财政部办公厅、医保局办公室和卫生健康委办公厅联合发布《关于做好新型冠状病毒感染的肺炎疫情医疗保障工作的补充通知》中指出因疑似或确诊新型冠状病毒感染的肺炎发生的医疗费用，在基本医保、大病保险、医疗救助等按规定支付后，个人负担部分由就医地制定财政补助政策并安排资金。各省市也有相关规定。
健康险	符合下述条款约定， 可以予以赔款支付。 ※ 适用于优先政府赔偿之后，仍发生个人支付时的情况处理。 ✓ 团体住院医疗保险条款： 医保范围内住院治疗费用 ✓ 附加团体门诊医疗保险条款： 医保范围内门诊治疗费用 ✓ 附加团体住院津贴医疗保险条款： 住院期间住院津贴 ✓ 团体重大疾病保险条款： 虽然新冠肺炎不属于重大疾病范围， 但如客户感染新冠肺炎后，病情持续发展达到了保单约定的“重大疾病”的标准时，则可申请重疾理赔。	<政府财政支援> 财政部办公厅、医保局办公室和卫生健康委办公厅联合发布《关于做好新型冠状病毒感染的肺炎疫情医疗保障工作的补充通知》中指出因疑似或确诊新型冠状病毒感染的肺炎发生的医疗费用，在基本医保、大病保险、医疗救助等按规定支付后，个人负担部分由就医地制定财政补助政策并安排资金。各省市也有相关规定。

弊社商品における「新型コロナウイルス」の取り扱いに関するご案内（日文）



平素より大変お世話になっております。この度の「新型コロナウイルス」は未曾有の感染拡大を見せており、収束の兆しすら見えない状況にあります。被害に遭われた関係者の皆様へは心よりお見舞い申し上げますとともに、従業員の皆さまの健康確保に向けた各種対応、操業再開対応、物流対応等様々な事由への対応に苦慮されている皆様へ、弊社として出来る限りのご支援をさせていただきますべく尽力して参る所存です。

さて、弊社商品における「新型コロナウイルス」の取り扱いにつき、下記のとおりご案内申し上げます。ご不明点、ご相談事項等ございましたら、弊社営業担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

※ 本ご案内は、一般的な補償内容に関するご説明となります。ご契約いただいている保険によって補償される内容・範囲が異なる場合がございます点、予めご承知置き下さい。

保険種目	補償可否	参考
利益保険	この度の「新型コロナウイルス」の影響で操業停止等が生じておりますが、 保険対象である財物の物的損害が生じていないため、利益保険のお支払い対象外 となります。 従って、政府命令・指導による休業、従業員が任地に異れず本格稼働不可、感染者発生による事務所ビル・工場の一定期間封鎖、市場悪化による売上減少等による損失を補償することは出来ません。	営業中断保険約款 保険責任 第三条 保険期間内に、被保険者が物質損失保険契約の主約款で補償されるリスクにより営業所の物質財産が損傷を被り、被保険者の営業が中断した期間の利益損害を補償します。 (補足: 「主約款で補償されるリスク」とは、財産保険で「自然災害または意外事故による保険の目的の物的損壊または滅失」を指します。) 免責 第五条 保険者は以下の損害を賠償しません: (二) 主約款の責任範囲以外の原因で発生または拡大した損失
貨物保険	この度の「新型コロナウイルス」の影響で貨物の遅延等が生じておりますが、 保険対象である貨物の物的損害が生じていない場合は、貨物保険のお支払い対象外 となります。 従って、 遅延による各種損害 、対象貨物の劣化等による損害を補償することは出来ません。 なお、本件に伴って航程延長・変更等による保険契約の変更については、弊社営業担当者までご連絡下さい。	INSTITUTE CARGO CLAUSES (A) 4 In no case shall this insurance cover 4.5 loss damage or expense proximately caused by delay, even though the delay be caused by a risk insured against 陸上運送貨物保険約款 (鉄道、トラック) 二、除外責任: 本保険は下記の損害については賠償責任を負いません。 (四) 被保険貨物の自然の消耗、欠陥、性質および市価下落、運送の遅延による損害
公衆責任保険約款	第三者が「新型コロナウイルス」に罹患し、かつ被保険者が「新型コロナウイルス」に対する防護措置(※)を適切に施していなかったことを当該第三者が立証出来た場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負う場合はお支払い対象となります。 ※ 被保険住所に外来者が登記されていない、厳格な管理が行われていない、定期的な消毒など予防措置を実施していない 等	公衆責任保険約款 保険責任 保険期間中に、被保険者が本保険証券に記載された引受住所の区域範囲内で、引受業務に従事する際に、偶然な事故によって引き起こされた、第三者の身体の傷害・死亡と(又は)財物の損壊について、中国人民共和国法律(香港・マカオ・台湾地区の法律を除く)上の経済的賠償責任を負う場合、保険者は、本保険契約の約定に基づきその損害をてん補する。 免責 (四) 被保険者およびその代理人の故意もしくは重大な過失。
雇主責任保険	雇主責任保険では業務災害・職業性疾病を補償対象としており、「 新型コロナウイルス 」等の 職業性疾病以外の疾病・伝染病はお支払い対象外 となります。但し、 業務起因で「新型コロナウイルス」に罹患し、労災認定がされた場合はお支払い対象となります のご相談下さい。	雇主責任保険約款 (2016年) 第六条 下記の事由に起因する損失、費用や責任に対して、保険金を支払わない: 四、被保険者の従業員が分娩、流産、保険加入前に既に存在しているケガ及び合併症、労災と認められない如何なる疾病 (伝染病 、過敏症、無症状の隠患又は頸椎挫傷を含むが、この限りではない)、及び前述の理由で受けた医療、診療: 労災保険条例 第三章 労災の認定 (労災とみなす部分) (一) 勤務時間中や勤務地で、突発疾病による死亡または48時間以内に救助しても死亡した場合; (二) 災害救援など国家の利益、公共の利益を守る活動中で傷害を受けた場合;
海外旅行保険、意外傷害保険	下記特別約款に基づき、 死亡保険金、治療費用、救援費用、旅行変更費用、入院手当はお支払いの対象となります。 ※ 政府補償を優先し、更に個人負担が発生した場合の取り扱いとなります。 ✓ 疾病治療費用担保特約: 治療費用 ✓ 疾病死亡保険金支払特約: 死亡保険金 ✓ 救援費用担保特約: 救援費用 ✓ 旅行変更特約: 旅行変更費用 ✓ 入院手当特約: 入院手当 但し、 ✓ 2020年01月26日以降契約した旅行保険契約については、「新型コロナウイルス」の影響で発生した旅行変更費用はお支払い対象外 となります。 ✓ 意外傷害治療費用はお支払い対象外 となります。 ✓ 意外傷害入院手当はお支払い対象外 となります。	<傷害保険主約款> 「新型コロナウイルスによる肺炎」は疾病に属し、意外傷害の「外来的、突発的、不本意な、非疾病的」の定義に合致しないので、意外保険の主約款に適用しない。 <差旅費用取消> 国民間航空局は3つの通達で、航空会社から消費者への無償の払戻しを奨励・要求。 1回目の通達は1月21日で「運輸航空会社は新型コロナウイルスによる肺炎の予防活動を行うと共に、既に武漢の航空券を購入した旅客に対し、払戻しの要求があれば航空会社は無料で取り扱うべき」。 2回目の通達は「新型コロナウイルスによる肺炎の予防に全力を尽くす為、2020年1月24日0時から、既に航空券を購入した旅客に、自発的に払戻しをし、各航空会社および販売代理店は無料で払戻し手続きを行い手数料を徴収してはならない」。 3回目の通達は「国務院2020年春節休暇の延長を着実に実施し、新型コロナウイルスによる肺炎の予防対策を行う為、2020年1月28日0時までに既に航空券を購入し、かつ搭乗日がこの期限以降の旅客に対し、航空便の離陸前に払戻し申請を提出する場合、各航空会社および販売代理店は無料で払戻しを行い、いかなる費用も徴収してはならない。この要件は2020年1月28日0時から施行」。各航空会社も次々と無料の変更の細則を発表している。 <医療費用> 財政部并公庁、医保局并公室と衛生健康委并公庁が共同で発表した「新型コロナウイルス感染症の肺炎疫学医療保障業務の補足通知」で、新型コロナウイルス感染症が疑われたり、診断された肺炎による医療費は、基本医療保険、重病保険、医療救助等の規定に従って支給された後、個人の負担分は治療地の財政補助政策にて補助・資金調達する。各省市にも関連規定がある。
健康保険	下記約款に基づき、 お支払いの対象となります。 ※ 政府補償を優先し、更に個人負担が発生した場合の取り扱いとなります。 ✓ 団体入院医療保険約款: 社会医療保険範囲内の入院治療費用 ✓ 追加団体外来・急診医療保険約款: 社会医療保険範囲内の外来・急診費用 ✓ 追加団体入院手当医療保険約款: 入院期間の入院手当 ✓ 団体重大疾病保険約款: 「 新型コロナウイルス 」は重大疾病に該当しないが、 罹患した後に病状が悪化し、保険約款記載の重大疾病基準に達した場合に補償	<政府の財政支援> 財政部并公庁、医保局并公室と衛生健康委并公庁が共同で発表した「新型コロナウイルス感染症の肺炎疫学医療保障業務の補足通知」で、新型コロナウイルス感染症が疑われたり、診断された肺炎による医療費は、基本医療保険、重病保険、医療救助等の規定に従って支給された後、個人の負担分は治療地の財政補助政策にて補助・資金調達する。各省市にも関連規定がある。